役員の選任方法に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、定款第１３条第６項の規定に基づき、役員の選任方法に関し、必要な事項を定める。

（役員選挙管理委員会）

第２条　評議員及び評議員会に関する細則第５条第２項に基づき、組織される役員選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、役員選挙に係る事務を統括する。

２　委員会は、互選された３人以上５人以内の評議員によって構成し、委員長は、委員で互選する。

３　委員会は、役員選挙に係る問題の処理について、評議員会に必要な助言を求めることができる。

（選挙の公示）

第３条　委員会は、役員が選任される総会の 150 日前までに役員選挙を公示し、立候補者を公募するとともに、地区会に候補者の推薦を依頼する。

２　公示する内容は、次のとおりとする。

（１）理事会が定める別表に掲げる理事の職務

（２）理事会が定める理事及び監事の公募定数

（３）役員選挙管理委員会名簿

（４）その他、委員会が必要と認める事項

（候補者の資格及び要件）

第４条　候補者は、立候補した者又は地区会が推薦した者とする。

２　正会員Ａ、Ｂに所属する個人及び正会員個人（以下「個人会員」という。）は、候補者になることができる。

３　立候補者は、別紙様式の役員候補者届を委員会に提出しなければならない。

４　地区会は、公募定数以内の者を候補者として推薦することができる。

５　委員会は、地区会が推薦した者に対して別紙様式の役員候補者届によって本人の受諾を確認しなければならない。

６　選挙管理委員が候補者となった場合は、委員を辞任することとし、委員会は、評議員会に対して委員の補充を依頼できるものとする。

（候補者の受付）

第５条　委員会は、前条第３項及び第５項の規定に基づき、提出された役員候補者届を受理する。

２　委員長は、候補者受付の結果を評議員会に報告するものとする。

（候補者の公示）

第６条　委員会は、理事及び監事候補者を選挙公報によって公示するものとする。

（選挙の方法）

第７条　選挙の方法は、次のとおりとする。

（１）投票は、郵送により行う。

（２）投票権を有する会員は、正会員及び協力会員とする。

（３）正会員Ａ、Ｂ及び協力会員の代表者が個人会員の場合は、それぞれの投票権を行使できるものとする。

（４）選挙は、投票権を有する会員の３分の１以上の投票によって成立するものとする。
（５）開票は、会長が委嘱する正会員立会人２人の下に、委員会が行う。
（６）投票の有効、無効の判定は、委員会が行う。
（７）理事及び監事候補者は、有効投票総数の過半数の得票を得た者のうちで得票数の順に当選者とする。
（８）得票数が同数の場合は、抽選により当選者を決定する。
（９）有効投票総数の過半数の得票を得た非当選者を補欠者とする。
（１０）候補者数が公募定数以内の場合も投票を行う。

（選任）

第８条　投票結果及び当選者は、総会の承認によって有効とする。

（補充と増員）

第９条　役員を補充又は増員する場合は、補欠者から得票数が多い順に選任する。

（選挙不成立への対応等）

第１０条　本細則の定めによる役員選任が困難となった場合、評議員会は対策を講じるものとする。

（改廃）

第１１条　この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附　則

この細則は、平成１５年１１月２０日から施行する。

附　則

この細則は、平成１６年１１月１２日から施行する。

附　則

この細則は、平成１８年１０月２０日から施行する。

附　則

この細則は、平成１９年４月２０日から施行する。

附　則

この細則は、平成２０年４月１８日から施行する。

附　則

この細則は、平成２３年１０月２１日から施行する。

附　則

この細則は、平成２４年８月２９日から施行する。

附　則

この細則は、２０１４年１０月３１日から施行する。

附　則

この細則は、２０１５年１０月２３日から施行する。

附　則

この細則は、２０１９年２月２５日から施行する。

附　則

この細則は、２０２１年１０月２０日から施行する。